

第53号議案

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第47条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「使用期間」を「使用の場所」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の許可の有効期間は、使用の許可の日から1年以内の3月31日までとする。

第48条第1項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 入居者駐車場の使用料を滞納していないこと。

第51条第6項中「、第3項」を「、第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第1項第6号」を「第2項第5号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項第1号から第5号まで」を「第1項各号又は第2項第1号から第4号まで」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項第1号中「第48条」の次に「（第1項第3号を除く。）」を加え、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対してその入居者駐車場の使用の許可を取り消すものとする。

- (1) 使用者又は同居者が第71条の規定による過料の処分を受けたとき。
- (2) 使用者が入居者駐車場の使用料（当該許可以前の許可に係る使用料を含む。）を3月以上滞納したとき。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の島根県営住宅条例(以下「改正後の条例」という。)第51条第1項第1号の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にした行為に対する過料の処分について適用する。
- 3 改正後の条例第51条第1項第2号の規定は、入居者駐車場の使用料について、施行日以後に滞納した月数が3月以上となった場合に適用し、施行日以後に滞納した月数が3月に満たない場合で施行日前に滞納した月数と施行日以後に滞納した月数との合計が3月となったときの使用者に対する入居者駐車場の使用の許可の取消しについては、なお従前の例による。